別表第１（第３条関係）

「いしかり創業促進助成金」の非対象業種一覧表

(１)郵便業（中分類）（信書便事業を除く。）

(２)金融業、保険業（大分類）のうち次に掲げるもの

ア銀行業（中分類）

イ協同組織金融業（中分類）

ウ貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関（中分類）

エ金融商品取引業、商品先物取引業（中分類）

オ補助的金融業等（中分類）

カ保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む。）（中分類）のうち次に掲げるもの

(ア)生命保険業（小分類）

(イ)損害保険業（小分類）

(ウ)共済事業、少額短期保険業（小分類）

(３)その他の洗濯・理容・美容・浴場業（小分類）のうち他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業（細分類）のうちソープランド業

(４)娯楽業（中分類）のうち次に掲げるもの

ア競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類）

イ遊戯場（小分類）のうちパチンコホール（細分類）

ウその他の娯楽業（小分類）のうち他に分類されない娯楽業（細分類）のうち場外馬券売場、場外車券売場

(５)社会保険・社会福祉・介護事業（中分類）のうち次に掲げるもの

ア社会保険事業団体（小分類）

イ福祉事務所（小分類）

ウその他の社会保険・社会福祉・介護事業（小分類）のうち更生保護事業（細分類）

(６)郵便局（中分類）（郵便局受託業（小分類）のうちその他の郵便局受託業（細分類）を除く。）

(７)その他の事業サービス業（中分類）のうち他に分類されない事業サービス業（小分類）のうち他に分類されないその他の事業サービス業（細分類）のうち取立業、集金業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）

(８)政治・経済・文化団体（中分類）

(９)奢侈遊興にわたるもので料金が大衆的でないもの

(10)公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるもの

（注）日本標準産業分類により判別する。なお、本項に掲げる業種中の（）内は、同分類項目を示し、分類項目名の表示のないものは、日本標準産業分類上の内容例示の業種である。